

**令和6年度
横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金の事業概要
(対象事業：修繕工事)**

1 事業の趣旨

幼稚園及び認定こども園が実施する園舎の老朽化に伴う修繕工事に要する経費の一部を補助することにより良好な教育環境を維持することを目的とするものです。

2 補助対象事業の内容

令和6年4月1日以降に着工し、令和7年3月16日までに完結する工事で、下記の項目にすべて該当するもの。

- (1) 神奈川県認可（幼保連携型認定こども園については横浜市の認可）を受けている園舎の1件**200万円以上（税込み）**の老朽部分等の修繕工事
- (2) 1件とは、同一内容または同一部分の工事を指します。
- (3) 修繕工事とは、次の工事です。
 - ア 屋根工事（屋根面のふき替え、防水工事等）
 - イ 床・天井工事（床・天井の取替え及びこれに付帯する塗装工事等）
 - ウ 内・外壁工事（壁面を造る工事・補修工事・防水工事及び塗装工事等）
- (4) 同一部分の修繕は、補助を受けてから10年を経過しているもの。
- (5) 同一年度内に2件以上の申請はできません。

※対象にならない事業

- ・ 備品類の購入、遊具の補修、設備等（水道配管、トイレ、エアコン等）の更新等
- ・ 園庭や外構、門扉、フェンス等に要する経費

3 補助対象経費

上記の補助対象事業に要する経費

4 補助額

補助対象経費の1/2以内で、**100万円を限度**とします。（予算の範囲内）

5 注意事項

- (1) 予算の範囲内で補助しますので、申請件数によっては、補助対象外とさせていただく場合や、補助限度額まで補助できない場合があります。
- (2) 本市補助金は、原則として市内事業者が発注する補助事業者等に補助を行うこととなっています。詳細は、裏面「6 市内事業者優先及び見積書等について」をよくお読みください。

6 市内事業者優先及び見積書等について

「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下、「補助金規則」といいます。）の一部改正（平成22年3月15日公布）により、本市が支出する補助金は、主に市税を原資としており、市内事業者等の下支えにも役立てるため、「市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行う」ことが原則とされました。

※ 「市内業者」とは、本社が横浜市内にある業者です。

種 別	横浜市からの補助対象となるための条件
工 事	<ul style="list-style-type: none">・ 1億円以上の工事は、原則市内事業者による一般競争入札を実施・ 1,000万円以上1億円未満の工事は、市内事業者8者以上の指名競争入札又は市内事業者5者以上の見積合せを実施・ 1,000万円未満の工事は、市内事業者2者以上の見積合せ実施・ 見積合せを実施した場合は単価の安い事業者を選定

7 「申請予定調査票」提出後の事務手続きについて

（1）補助対象園の内定

7月下旬までには、補助対象になるか、ならないかご連絡します。

（2）内定園の申請書類提出

補助金対象となった内定園は、申請書類等を8月下旬に提出いただきます。

・ 提出書類

① 交付申請書（第1号様式）

② 修繕事業計画書（細目第5号様式）

③ 平面図、立面図（施工箇所がわかれば設計図面でなくても構いません。）

④ 工事見積書（内訳書含む）

ア 1千万円以上の工事は、市内事業者5者以上の工事見積書

イ 1千万円未満の工事は、市内事業者2者以上の工事見積書

※ 見積合せをして金額が低い方と契約してください。

⑤ 工事箇所の写真（施工前の写真を、A4の用紙1枚に3つ程度表示し、施工箇所を明記してください。）

⑥ 寄附行為（学校法人）、規則（宗教法人）、定款（社会福祉法人）

⑦ 役員名簿（学校法人、宗教法人、社会福祉法人の場合）

⑧ 園則

※補助対象園の内定後、申請を辞退する場合は速やかにご連絡ください。

（次点の園を補助対象に繰り上げる都合上、ご協力をお願いします。）